

周南近鉄タクシー株式会社 安全管理規程

第一章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、輸送の安全を確保するために守らなければならない事項を定め、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、周南近鉄タクシー株式会社（以下「会社」という。）が営業する全ての事業活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、輸送の安全確保を経営の最重要課題として位置づけることとする。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を実施し、全社員が一丸となって輸送の安全性の向上に努めることとする。

(輸送の安全に関する重点実施事項)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、会社は次に掲げる事項を実施する。

- 一. 輸送の安全確保が最も重要であるという意識の徹底
- 二. 輸送の安全確保を目的とした関係法令及び安全管理規定に定められた事項の遵守
- 三. 輸送の安全確保に関する情報の連絡体制の確立及び共有
- 四. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施
- 五. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定しこれを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 会社は、前条に掲げる方針に基づき、毎年具体的な目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 会社は、前条に掲げる目標を達成するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(最終責任者とその責務)

第7条 輸送の安全確保に関する最終責任者は社長とし、次の各号の業務を所管する。

- 2 輸送の安全確保に関する予算の確保、体制の構築等必要な措置
- 3 輸送の安全確保に関し、関係者の意見の聴取
- 4 輸送の安全確保に関する業務の実施および管理状況の把握ならびに改善

(社内組織)

第8条 輸送の安全確保に関する社内体制として次に掲げる者を選任する。

- 一. 安全統括管理者
 - 二. 運行管理者
 - 三. 整備管理者
 - 四. その他必要な責任者
- 2 業務部長は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関して営業所長を統括し、指導監査を行うものとする。
 - 3 営業所長は業務部長の命を受け、輸送の安全確保に関し営業所内を統括し、指導監督を行うものとする。
 - 4 教育担当は業務部長の命を受け、輸送の安全確保に関する必要な情報を収集し、乗務員の安全教育を計画、実施するものとする。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 安全統括管理者は取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から選任し、担当取締役に事故があるときは、業務部長がその職務を代行する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一. 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二. 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三. 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の任務)

第10条 安全統括管理者の任務は次の通りとする。

- 一. 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二. 輸送の安全確保に関し、その実施及び管理体制を確立、維持すること。
- 三. 輸送の安全確保に関する方針、重点施策、目標及び計画を実施すること。

- 四. 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五. 輸送の安全確保の状況について、定期的にかつ必要に応じて随時内部監査を行い、社長に報告すること。
- 六. 社長に対し、輸送の安全確保に関して必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七. その他輸送の安全確保に関する業務の統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第11条 社長と営業所、運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努めなければならない。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したりせず直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じるものとする。

(事故、災害、苦情等に関する報告連絡体制)

第12条 事故、災害、苦情等が発生した場合における報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 業務部長は、事故、災害、苦情等に関する連絡があった場合、社長に速やかに報告すること。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行うこと。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第13条 教育担当は、第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育の実施および研修に関する具体的な計画を策定し、実施するものとする。

(輸送の安全に関する内部監査)

第14条 安全統括管理者は、安全管理規程の実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施しなければならない。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施しなければならない。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに社長に報告するとともに、輸送の安全確保のために必要な方策を検討し、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じなければならない。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第15条 安全統括管理者から、事故、災害、苦情等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置または予防措置を講じるものとする。

(情報の公開)

第16条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、外部に対し公表するものとする。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表するものとする。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第17条 本規程は、業務の実態に応じ毎年3月に見直しを行うこととする。

- 2 総務部長は、輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長宛に報告した是正措置または予防措置を記録し、これを適切に保管しなければならない。

附則

この規程は、平成25年10月1日より施行する。